令和5年 第12回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和5年12月25日 午後2時00分から午後3時42分

2. 開催場所 坂戸市役所201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

	内					訳				
議席	氏	名	出欠	備	考	議席	氏	名	出欠	備考
1	中里	和子	出			7	齊藤	貴作	出	
2	髙橋	光行	出			8	小島	保	出	
3	黒川	英巳	出			9	松永	貴夫	出	
4	石川	猛	出			10	岡野	和紀	出	
5	新井	雅之	出			11	林	其由美	出	
6	小川	邦雄	出							

6. 最適化推進委員出席者 8名

	内				訳						
議席	氏	名	出欠	備	考	議席	氏	名	出欠	備	考
12	栗原	一雄	出			16	根本	武男	出		
13	武藤	恭久	出			17	栗原	昇	出		
14	澤田	一成	出			18	野口	郁夫	出		
15	浅海	五月	出			19	鹿ノ戸	健次	出		

7. 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名

8. 事務局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	岡田 全弘	主事	蛭間 祐貴
主 任	藤野 泰弘		

9. 開 会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和5年第12回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 松永 貴夫 委員 岡野 和紀

11. 議決事項及び議事の要領

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請についてですが、1番案件 につきましては、農業委員に関係する案件となります。

坂戸市農業委員会会議規則第10条の規定を準用した議事参与の制限に該当するため、はじめに2番から6番案件を審議します。

事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

2番案件の所在地は中小坂の新田、ほか1筆です。地目は畑で地積は合計で389㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、 住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の 農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の所在地は中小坂の金山です。地目は畑で地積は315㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、 住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の 農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の所在地は横沼の南方です。地目は畑で地積は108 m²です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当し、集落接続のある農地と考えます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、 住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の 農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。 以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

5番案件の所在地は石井の宿山です。地目は畑で地積は444 m²です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、 住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の 農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

6番案件の所在地は石井の宿山です。地目は畑で地積は31 m²です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は住宅敷地の追認で、 契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、 雨水排水については宅地との一体での処理となっており、周辺の農地に係る営農 条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

- 議 長 担当地区より説明をお願いします。
 - 2~3番 三芳野地区 中里委員
 - 4番 三芳野地区 栗原一雄委員
 - 5~6番 勝呂地区 野口委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

- 委員 2番案件の申請地は以前には家庭菜園として貸していたそうですがそれもやめてしまったそうです。周囲の農地にも影響は無いと思われるため小委員会では転用はやむを得ないとの意見となりましたので皆様のご審議をお願いします。
- 委員 3番案件の譲渡人が相続した農地であり現地には梅の木があります。

譲渡人の体調が悪く耕作ができないことから近所の方が管理をしていたそうですが管理も難しくなったそうです。周囲は住宅が多く、周りの農地への影響も無いと考えられることから小委員会では転用はやむを得ないとの意見となりましたので皆様のご審議をお願いします。

委員 4番案件の計画地は宅地が半分以上であり南斜面になっており水が溜まり、周囲は建物があり日当たりが悪いため農地としての利用が難しい土地です。周囲の農地への影響も無いと思われます。小委員会では転用はやむを得ないとの意見となりましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 5番案件と6番案件が同一地権者であるためまとめて説明をいたします。

所有者の状況ですが、若葉駅の近くに住んでおります。農業用の機械は所有していません。申請地につきましては相続をされたとのことです。6番案件の譲受人の自宅が申請地の隣地にあり宅地にある植木等が境界線を越えて隣地に出ています。譲渡人と譲受人が親戚関係にあり住宅を建築する際に境界を確認せずに植木等を設置してしまったようです。近隣農地への影響につきましては無いと考えられます。小委員会では転用はやむを得ないとの意見となりましたので、皆様のご審議をお願いします。

議長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

無いようですので、続いて7番から13番の案件について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

7番案件の所在地は片柳の吉田前、ほか1筆です。地目は田で地積は合計で300.25㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、西側の市道に給水管及びガス管が埋設され接続が可能となっており、かつ500m以内に片柳小学校及び坂戸高等学校があり教育施設が2つ以上あることから第3種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、 住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の 農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

8番案件の所在地は片柳の吉田前、ほか1筆です。地目は田で地積は合計で345㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、 住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の 農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

9番案件の所在地は片柳の吉田前、ほか1筆です。地目は田で地積は合計で345㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農

地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、 住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の 農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

10番案件の所在地は新堀の毛地、ほか3筆です。地目は畑で地積は合計で309.67㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、 住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の 農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

11番案件の所在地は新堀の毛地、ほか2筆です。地目は畑で地積は合計366㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、 住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の 農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

12番案件の所在地は新堀の毛地、ほか2筆です。地目は畑で地積は合計30 3㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、 住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の 農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

13番案件の所在地は成願寺の欠上です。地目は畑で地積は301㎡です。 譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契 約の内容は所有権移転です。 現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、 住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の 農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

7~9番 坂戸地区 松永委員

10~12番 三芳野地区 齊藤委員

13番 大家地区 澤田委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

- 委員 7番、8番、9番案件につきましては譲渡人が同一人物のためまとめて説明いたします。譲渡人ですが以前は井戸等も自ら作ったり、水路を自ら掘って一生懸命耕作していたのを見たことがあります。申請地については周りに比べて低く水が入って溢れてしまい、周りが住宅になり日光があたりづらくなり耕作が難しくなっていたようです。小委員会では転用はやむを得ないとの意見となりましたので、皆様のご審議をお願いします。
- 委員 10番、11番、12番案件ですが、昔から畑として耕作をされていた農地で ございます。この地域はここ数年で住宅が多く建ってきて様子が変わってきた地 域です。譲渡人につきましては今回の申請地だけではなく他にも所有地がありま して耕作をされている方です。諸事情により今回農地を手放すとの判断をされた とのことです。周囲の農地の耕作に影響は無いということです。

小委員会では転用はやむを得ないとの意見となりましたので、皆様のご審議を お願いします。

- 委員 13番案件の譲渡人につきましては現在施設に入っておりご家族も他界しているため農地を処分するしかない状況です。小委員会では転用はやむを得ないとの意見となりましたので、皆様のご審議をお願いします。
- 議 長 7番から13番の議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。
- 委員 7番案件の説明で第3種農地との説明でしたが、10番、11番、12番案件 についても上下水道等が整備されている地域の近くになると思われますが、第3 種農地の定義について確認をさせていただきたいと思います。
- 事務局 第3種農地に区分される要件をご説明させていただきます。水道管、下水道管 又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路に面し、容易に接続が可能で、 かつ申請地から500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共・公益施 設が存在する場合に第3種農地に該当するとされています。10番、11番、1 2番の申請については申請者の代理人から前面道路にそれらの管が2管以上ある との報告及び資料を受けておらず、2種類以上の管が埋設されているとは認識し ておりません。3種農地と認定する場合には2種類以上の管が埋設されているこ とが把握できる資料を申請時に提出していただく必要があります。よって、10 番、11番、12番案件につきましても埋設管が確認できる資料の提出及び500m

以内に該当施設の存在を確認できれば第3種農地と認定できる可能性はあります。

- 委員 わかりました。7番案件については第3種農地、8番9番案件については第2 種農地という説明でしたが、同じ場所でも農地区分が違うというのはどういうことでしょうか。
- 事務局 7番案件につきましては、道路との接続幅が広く第3種農地に該当します。一方、8番、9番案件につきましては旗竿状の土地であり、道路との接続が竿部分の約 2m のみとなっております。このような道路との接続が竿部分のみで進入路の用にのみ供される規模程度である場合には、第3種農地との認定はしない旨の通知が埼玉県よりあったため第3種農地に該当しないと考えております。
- 議長 他にご質疑はございますか。無いようですので採決を行います。議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請についてのうち1番を除く案件は、許可と決 定いたしたいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。
- 議長 全会一致と認めます。議案第45号のうち、2番から13番については許可相当と決定します。
- 議長 続いて、1番案件について、審議します。 議事参与の制限を準用する農業委員には、退席をお願いします。 暫時休憩します。

(休憩 該当委員退席)

議 長 再開します。

1番案件について、事務局から説明してください。

事務局 1番案件の所在地は中小坂の西谷ツです。地目は畑で地積は350㎡です。 譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契 約の内容は使用貸借権設定です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、 住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の 農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

- 議 長 担当地区より説明をお願いします。
 - 1番 三芳野地区 栗原昇委員 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)
- 委員 1番案件の譲受人と譲渡人は親子です。譲受人の実家が申請地の隣接地でございまして実家の近くに家を建てて、お互いに協力していきたいということです。 近隣への農地への影響も特に無いと考えられます。小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いしま

す。

- 議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。
- 議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第45号農地法第5条の規定による許可申請のうち1番の案件については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。議案第45号農地法第5条の規定による許可申請のうち 1番の案件については、許可相当と決定します。 暫時休憩します。

(休憩 該当委員着席)

議 長 再開します。

議案第46号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議長 議案第46号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請1番の案件に ついて事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

事務局 1番案件の所在地は、戸宮の清水橋です。地目は畑で、地積は157㎡です。 当初事業計画者及び継承者は議案に記載のとおりです。変更の概要は、事業の継 承及び転用計画の変更で、転用目的は自己用住宅です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1番 勝呂地区 小島委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 当初事業計画者が諸事情により住宅を建築できなくなったため、継承者が住宅 を建築する申請に変更したいということです。

周辺の土地は住宅が多く、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられるため、小委員会では計画の変更はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第46号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、承認相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。議案第46号農地法第5条の規定による許可後の計画変 更申請については、承認相当と決定します。

議案第47号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議 長 議案第47号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について を上程し、議題といたします。

1番の案件について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

特定生産緑地の買取り申出については、生産緑地法第10条及び10条の五に 規定されております。特定生産緑地に指定されてから10年経過後、主たる従事 者の死亡もしくは農業に従事することが不可能となる故障が生じた場合に行うこ とができるとされています。

なお、買取り申出をする場合、農業委員会による主たる従事者であった旨の証明書の添付が必要となります。

1番案件は、令和5年1月に主たる従事者が亡くなったため、元町地内の生産 緑地の買取り申出をするための証明願の申請がなされました。

現地については、耕作可能な状態で適正に管理されており問題無いと考えております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1番 坂戸地区 鹿ノ戸委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

- 委員 1番案件の現地を確認しましたところ肥培管理がされており生産緑地として管理されていたことが確認できます。特定生産緑地の主たる従事者が死亡した場合には買い取り申し出ができるとされていることから小委員会では申請については問題ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくお願いします。
- 議 長 ご質疑等はございますか。
- 議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第47号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願については、原案どおり証明することに決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。

よって、議案第47号は、原案どおり証明することに決定いたします。

議案第48号 農用地利用集積計画について

議長 議案第48号 農用地利用集積計画について審議します。なお、議案書21ページから22ページにかけての4番から8番については坂戸市農業委員会会議規則第10条の規程を準用した議事参与の制限に該当するため、初めに4番から8

番を除いて審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

12月分の農用地利用権設定申出は、新規は一般分のみで10件、41筆で、面積は25,356.09㎡です。こちらにつきましては議事参与制限分を含めた数字となっております。申請内容につきましては、1番から3番が21ページ、8番から9番が22ページに記載されているとおりとなります。合意解約は、一般分は23ページに内容が記載されており5件、7筆、5,122㎡です。農地中間管理事業分は24ページに記載されており1件、1筆2,515㎡です。

令和6年1月1日設定後の利用集積面積は、合計3,323,771.88㎡となります。

各申出状況は、いずれの申出とも借受人の経営面積、従事日数等は農業経営基盤促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。ご質疑等ありませんか。

無いようですので、採決を行います。

議案第48号農用地利用集積計画についてのうち4番から8番を除いた案件については、原案のとおり決定いたしたいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。

よって、議案第48号農用地利用集積計画についてのうち4番から8番を除いた案件については、原案のとおり決定いたします。

議長続いて、4番から8番について審議いたします。

議事参与の制限を準用する農地利用最適化推進委員には、退席をお願いします。 暫時休憩します。

(休憩 該当委員退席)

議 長 再開いたします。4番から8番について事務局より説明してください。

事務局 4番から8番の内容については21ページに記載のとおりとなります。 各申出状況は、いずれの申出とも借受人の経営面積、従事日数等は農業経営基

盤促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議長ご質疑等はありませんか。

議 長 ご質疑等は無いようですので、採決を行います。

議案第48号農地利用集積計画についてのうち4番から8番については原案の とおり決定いたしたいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願い します。

議 長 全会一致と認めます。

よって、議案第48号農地利用集積計画についてのうち4番から8番について は原案のとおり決定いたします。

暫時休憩とします。

議 長 ご質疑等はありませんか。

議長 ご質疑等は無いようですので、採決を行います。

議案第48号農用地利用集積計画については、原案のとおり決定したいと思いますが、 賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。よって、議案第48号については、原案のとおり決定します。

(休憩 該当委員着席)

議 長 再開します。

報告第15号 専決処分の報告について

議長 報告第15号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第15号ですが、11月の専決処分は、農地法第3条の3の届出10件、 農地法第4条の農地転用届出1件、農地法第5条の農地転用届出2件です。内容 は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専 決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等はございますか。(質問・意見なし)

報告第16号 農地法第5条第1項第7号に係る事業計画書について

議 長 報告第16号 農地法第5条第1項第7号に係る事業計画書について事務局より説明してください。

事務局 配電鉄塔単独除去工事に係る工事用地及び駐車場への一時転用について事業計 画書の提出があったため受理しました。

議長 ご質疑等はございますか。(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和5年第12回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年12月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員